

重要なお知らせ

令和8年度 健康診査・がん検診の申し込みについて

必ずお読みください

- ・申込書には、昼間連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。
(記入内容に不備があった場合に連絡します。)
- ・年齢は、令和8年度末の年齢(令和9年3月31日の年齢)です。
- ・申込書には、令和7年11月10日時点の住民情報が記載されています。
- ・検診(健診)の受診日に、池田町に住民登録がない場合は受診できません。
- ・39歳以下健診、特定健康診査、長寿健診を受診した方は、同じ年度に人間ドックの費用助成を受けることができません。
- ・肺がんCT検診と胸部レントゲンとの重複受診はできません。
- ・乳がん(超音波)検診とマンモグラフィ検診との重複受診はできません。
- ・令和8年度の検診(健診)日・個人負担料金については、広報いけだ4月号・5月号に掲載予定です。
受診票等は、検診(健診)日の約1か月前に送付します。

申込書の提出について

○ 提出期限 **令和7年12月19日(金)【期限厳守】**

○ 提出方法 次のいずれかにより、提出してください。

- ① 同封の返信用封筒に入れて、郵送。
- ② 同封の返信用封筒に入れて、池田町役場・総合福祉センター(やすらぎの郷)の回収箱に投函。

特定健康診査

申込は不要です

- ・対象者 池田町国民健康保険に加入している、40歳から74歳までの方
- ・対象となる方へ、受診票等を送付します。

※ 令和8年度に後期高齢者医療制度に加入する方(75歳になる方)は、「特定健康診査」の対象です。

長寿健診

申込が必要です

- ・対象者 後期高齢者医療制度被保険者
- ・受診を希望された方へ、受診票等を送付します。

39歳以下健診

申込が必要です

- ・対象者 20歳から39歳までの方(加入している健康保険に関わらず、受診できます。)
- ・受診を希望された方へ、受診票等を送付します。

受診勧奨のため、39歳以下健診・長寿健診については、申込の有無に関わらず、健診の案内を送付することがあります。

がん検診

申込が必要です

- ・対象年齢等の条件を満たしていれば、加入している健康保険に関わらず、受診できます。
- ・受診を希望された方へ、受診票等を送付します。
- ・がんの早期発見のためには、がん検診を定期的に継続して受診することが重要です。
- ・がん検診の最大のメリットは、「がんの早期発見・早期治療」です。一方、デメリットとしては、がん検診でがんが100%見つかるわけではないこと、結果的に不必要な治療や検査を招く可能性があること、検査に伴う偶発症が起こりうること等があります。がん検診のメリット、デメリットを理解したうえで、受診してください。
- ・検診の結果、精密検査が必要となった場合は、必ず医療機関を受診してください。
(精密検査の受診勧奨のため、町保健師がご自宅を訪問することがあります。)
- ・肺がんCT検診と胸部レントゲンを重複して申し込みされた場合は、肺がんCT検診の申し込みとして取扱います。
- ・乳がん(超音波)検診とマンモグラフィ検診を重複して申し込みされた場合は、マンモグラフィ検診の申込みとして取り扱います。
- ・網掛になっている検診は、対象外です。(網掛部分に○をつけても、受診できません。)

次の方は、町の子宮頸がん検診・マンモグラフィ検診を無料で受診できますので、ぜひ、お申込みください。

子宮頸がん検診

令和8年度中に、21歳になる女性
(平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方)

マンモグラフィ検診

令和8年度中に、41歳になる女性
(昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方)

【お問い合わせ先】

池田町健康福祉課 健康増進係

(池田町総合福祉センター やすらぎの郷 内)

電話 0261-61-5000

平日 8時30分から17時15分まで